

第四期特定健康診査等実施計画

シャープ健康保険組合

最終更新日：令和6年04月01日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名 特定健診

対応する健康課題番号 No.1, No.2, No.4



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～（上限なし）、対象者分類：加入者全員
方法	従業員：定期健康診断の代用 従業員以外：集合契約と外部業者委託で実施。第4期からは特定健康診査受診券を全対象者に発行する。
体制	-

事業目標

第3期データヘルス計画の終了時点（令和11年度末）で、全体の特定健診の受診率を90%以上とする。

評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
特定健診受診率	79.1%	81.7%	84.0%	86.1%	88.1%	90.0%
従業員以外の受診率	42.1%	48.4%	54.8%	60.8%	66.9%	72.7%
アウトプット指標						
受診勧奨	10回	10回	10回	10回	10回	10回
データ回収率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
【従業員】・定期健康診断の代用、事業主と連携したデータ回収。【従業員以外】・集合契約と外部業者委託で実施・健診結果の回収	【従業員】・定期健康診断の代用、事業主と連携したデータ回収。【従業員以外】・集合契約と外部業者委託で実施・健診結果の回収	【従業員】・定期健康診断の代用、事業主と連携したデータ回収。【従業員以外】・集合契約と外部業者委託で実施・健診結果の回収
R9年度	R10年度	R11年度
【従業員】・定期健康診断の代用、事業主と連携したデータ回収。【従業員以外】・集合契約と外部業者委託で実施・健診結果の回収。令和6年度～8年度の3年間の実績から、実施体制について評価、検討する	【従業員】・定期健康診断の代用、事業主と連携したデータ回収。【従業員以外】・集合契約と外部業者委託で実施・健診結果の回収	【従業員】・定期健康診断の代用、事業主と連携したデータ回収。【従業員以外】・集合契約と外部業者委託で実施・健診結果の回収

2 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.1, No.2, No.4



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～（上限なし）、対象者分類：加入者全員/基準該当者
方法	事業所の従業員：健康管理室スタッフにより実施 事業所以外の従業員：外部業者委託で実施 従業員以外：外部業者委託で実施
体制	-

事業目標

第3期データヘルス計画終了時点（2029年度末）で、全体の実施率を79%（第4期実施計画より）とする。（法定60%）

評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
事業所：腹囲-2cm・体重-2kg減の達成率	20%	20%	20%	20%	20%	20%
事業所以外：申込率	35%	35%	35%	35%	35%	35%
従業員以外の利用率	30%	32%	34%	36%	38%	40%
特定保健指導実施率	68.0%	70.2%	72.4%	74.0%	76.3%	79.0%
アウトプット指標						
事業所実施率	93%	93%	93%	93%	93%	93%
事業所以外の特定保健指導申込勧奨	5回	5回	5回	5回	5回	5回
従業員以外の特定保健指導利用勧奨	5回	5回	5回	5回	5回	5回

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
●事業所の従業員：健康管理室スタッフにより実施 ●事業所以外の従業員：外部業者委託で実施 ●従業員以外：外部業者委託で実施	●事業所の従業員：健康管理室スタッフにより実施 ●事業所以外の従業員：外部業者委託で実施 ●従業員以外：外部業者委託で実施	●事業所の従業員：健康管理室スタッフにより実施 ●事業所以外の従業員：外部業者委託で実施 ●従業員以外：外部業者委託で実施
R9年度	R10年度	R11年度
●事業所の従業員：健康管理室スタッフにより実施 ●事業所以外の従業員：外部業者委託で実施 ●事業所以外の従業員：令和6～8年の3年間の実績から、実施体制について評価・検討する ●従業員以外：外部業者委託で実施	●事業所の従業員：健康管理室スタッフにより実施 ●事業所以外の従業員：外部業者委託で実施 ●従業員以外：外部業者委託で実施	●事業所の従業員：健康管理室スタッフにより実施 ●事業所以外の従業員：外部業者委託で実施 ●従業員以外：外部業者委託で実施

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定健康診査実施率	計画値※1	全体	18,037 / 22,810 = 79.1 %	17,648 / 21,856 = 80.7 %	17,584 / 20,933 = 84.0 %	17,007 / 19,748 = 86.1 %	16,472 / 18,692 = 88.1 %	15,954 / 17,719 = 90.0 %
		被保険者	14,785 / 15,087 = 98.0 %	14,369 / 14,662 = 98.0 %	13,904 / 14,288 = 97.3 %	13,165 / 13,434 = 98.0 %	12,491 / 12,746 = 98.0 %	11,894 / 12,137 = 98.0 %
		被扶養者※3	3,252 / 7,723 = 42.1 %	3,479 / 7,194 = 48.4 %	3,680 / 6,653 = 55.3 %	3,842 / 6,314 = 60.8 %	3,981 / 5,946 = 67.0 %	4,060 / 5,582 = 72.7 %
	実績値※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値※2	全体	2,044 / 3,006 = 68.0 %	2,067 / 2,945 = 70.2 %	2,081 / 2,874 = 72.4 %	2,036 / 2,749 = 74.1 %	2,011 / 2,636 = 76.3 %	2,002 / 2,532 = 79.1 %
		動機付け支援	1,084 / 1,483 = 73.1 %	1,089 / 1,457 = 74.7 %	1,091 / 1,426 = 76.5 %	1,070 / 1,369 = 78.2 %	1,055 / 1,319 = 80.0 %	1,043 / 1,271 = 82.1 %
		積極的支援	960 / 1,523 = 63.0 %	978 / 1,488 = 65.7 %	990 / 1,448 = 68.4 %	966 / 1,380 = 70.0 %	956 / 1,317 = 72.6 %	959 / 1,261 = 76.1 %
	実績値※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の(実施者数) / (対象者数)

※2) 特定保健指導の(実施者数) / (対象者数)

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

特定健康診査等の実施方法(任意)	
<p>■特定健康診査</p> <p>【実施方法】</p> <p>①一般被保険者：事業主が行う労働安全衛生法第66条に基づく定期健康診断とあわせて実施する。</p> <p>②一般被扶養者・特例退職及び任意継続被保険者：集合契約(A・B併用)での実施に加え、委託先と契約し、全国約2,000の医療機関・健診機関で実施する。</p> <p>【実施項目】</p> <p>「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」第2編第2章に記載されている健診項目とする。</p> <p>【実施時期】</p> <p>①一般被保険者：通年実施</p> <p>②一般被扶養者・特例退職及び任意継続被保険者：当年度4月1日から翌年1月31日とする。</p> <p>【委託先】</p> <p>①一般被保険者：財団法人 パブリックヘルスリサーチセンター(定期健康診断を委託)</p> <p>②一般被扶養者・特例退職及び任意継続被保険者：集合契約(A・B)、委託業者(株式会社ベネフィット・ワン)</p> <p>【健診結果の入手方法】</p> <p>①一般被保険者：事業主と共同利用としているため、定期健康診断委託先より電子データで直接入手とする。但し、一部の事業所等については、事業主から電子データ及び紙媒体で入手する。</p> <p>②一般被扶養者・特例退職及び任意継続被保険者：共同情報処理システム並びに委託先については、電子データで入手する。また、勤務先等での健診結果については紙媒体で入手する。</p> <p>【健診結果の返却方法】</p> <p>①一般被保険者：委託業者より事業主を経由して異常値のある項目については、赤字表記するなど分かりやすく生活習慣改善に対する助言等を記載後本人へ通知する。</p> <p>②一般被扶養者・特例退職及び任意継続被保険者：受診機関より本人通知する。</p>	
<p>■特定保健指導</p> <p>【実施方法】</p> <p>①一般被保険者：健康管理室管轄の事業所従業員は、各健康管理室スタッフ(保健師、看護師等)より保健指導を行う。健康管理室管轄外の販社営業拠点等の従業員は、業務委託先の専門職(保健師、管理栄養士等)より保健指導を行う。</p> <p>②一般被扶養者・特例退職及び任意継続被保険者：業務委託先の専門職(保健師、管理栄養士等)より保健指導を行う。</p> <p>【特定保健指導対象者選出方法】</p> <p>「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」第2編第3章に記載されている選出方法とする。</p> <p>【実施期間】</p> <p>①一般被保険者：健康管理室管轄の事業所従業員：翌年の健診実施前まで 健康管理室管轄外の販社営業拠点等の従業員：健診実施年度の翌年9月末まで</p> <p>②一般被扶養者・特例退職及び任意継続被保険者：健診実施年度の翌年9月末まで</p> <p>【委託先】</p> <p>①一般被保険者：セイコーエプソン株式会社・モドクア株式会社</p> <p>②一般被扶養者・特例退職及び任意継続被保険者：株式会社ベネフィット・ワン</p> <p>【指導結果の入手方法】</p> <p>①一般被保険者：健康管理室管轄の事業所従業員分は、健康管理システムより入手する 健康管理室管轄外の販社営業拠点分は、委託先より電子データで入手する</p> <p>②一般被扶養者・特例退職及び任意継続被保険者：委託先より電子データで入手する</p>	
<p>■周知・案内方法</p> <p>①一般被保険者：個別に日程をメール配信する。また通達などを活用し周知する</p> <p>②一般被扶養者・特例退職及び任意継続被保険者：当健保組合機関紙等に掲載するとともに対象者に送付する健診ガイドブック送付時期にホームページにその内容や受診可能な医療機関リストを掲載して案内する</p>	

個人情報の保護

個人情報の取り扱いについて、当健保組合の個人情報保護管理規定に基づき、適切に管理する。
当健保組合のデータ管理者は常務理事とし、そのデータの利用者は当健保組合職員に限ることとする。
外部委託する場合には、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。
健診結果等のデータは、5年の保存期間経過後は、廃棄する。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の内容は、ホームページへの掲載により公表・周知を行う。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

本計画については、健康づくり推進担当グループにおいて、中間年度に当たる2027年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。
当健保組合に所属する保健師等については、特定健診・特定保健指導の実践養成のための研修に随時参加させる。